

第8回 ケミカルリスクフォーラム 質問票

「米国・欧州法規制動向」
日本化学工業協会 化学品管理部 木下 勝敏

「国内法規制動向」
日本化学工業協会 化学品管理部 高崎 直子

P.70有害性調査の免除P.68の2か所の有害性を指すと理解してよいのでしょうか

1 御確認ありがとうございます。P.70「安衛法：製品やサンプルとして輸入する場合の一定の要件」の冒頭の「有害性調査の適用免除」の記載は、p. 67の「安衛法：新規化学物質関連手続きの確認1/2」のフローシートの上から3番目「製品やサンプルとして輸入する場合で一定の要件に該当するか？」のボックスに該当する場合の記載になります。資料だと頁の間が空いて解りづらくなっておりますが、実際にp.66の厚生労働省HPのリンクよりウェブ上のフローチャートで御確認頂けますと、リンクから該当する内容が確認できますので是非お試しください。

安衛法の説明で化学物質の対象外となる箇所がなかったと思いますが、そこで基本的な質問があります。「固有の使用形状を有するもの」に繊維・糸は含まれるのでしょうか。化審法ではQ&Aに「繊維・糸は製品」であるとの記載がありますが、安衛法にはそのような記載がありません。繊維・糸も安衛法の対象として考える必要があるのでしょうか。

2 御質問ありがとうございます。御認識の通り、安衛法のQ&Aでは、「化学物質」とみなさないため届出対象該当しないものとして示されている「固有の使用形状を有するもの」に繊維・糸が該当するか否かは明示されておられません。安衛法の新規化学物質の届出要否について判断がつかない場合は、資料p66の厚生労働省HPのウェブサイト末尾に記載の、当局の照会先に直接御確認頂くことが推奨されますので、以下に照会先を転記いたします。
【照会先】 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室
03-5253-1111（内線5512）
弊会にては、当局の判断が明確に示されていない案件につきましては、根拠を示さずに回答することはできないため直接回答致しかねますこと、御理解頂きたくお願い申し上げます。

” 「群名」：総称名の指定物質の例” の第1種指定化学物質の中で” 水溶性塩” と指定している物質項目が4種類以上あります。ここでわざわざ” 水溶性塩” と指定しているのは” 難溶性塩”（ここでは水に対して）との対比、区別するためかと存じますが、環境中にばく露、人、動物への健康性への影響を考慮すると” 水溶性塩”の方がはるかに大きいのは予測できます。ご質問させて頂きたいのは” 難溶性塩”（ここでは水に対して）の影響の程度は一般化学物質程度なのか？データがない（魚類を使用した測定実験では餌とかに意図的に入れないと摂取が難しいのであえてしていないとか）ため分類できないのか？をご教示頂けますと幸いに存じます。

3 御質問ありがとうございます。現行の第1種指定化学物質の指定から外れた「難溶性塩」については、残念ながら当時の有害性評価結果等が確認できないため、当時の判断については確かな回答ができません。しかし、対象物質選定の手順から考えますと、難溶性塩についても当時入手可能だった情報の範囲で有害性を評価し、その結果より概難溶性塩については有害性基準に該当しないと判断し、対象物質の政令名称を決定する際に「水溶性塩」のみの群名としたものと想定されます。なお、昨年指定化学物質見直しについては物質の有害性情報のデータが以下に公開されておりますので、御興味おありでしたら御参照下さい。（分類基準は「資料2 審議後修正版」に記載されています。）
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/2020_01.html